

金地金の換金に関する大切なお知らせ

200万円を超える金地金の換金時・・・

当行は、お客さまからご本人さま確認書類および個人番号(または法人番号)確認書類の提示をいただき、お客さまのご本人さま確認および個人番号(または法人番号)の確認を厳格に行います。

当行は、当該取引に関して支払調書を作成し、税務署に提出します(個人のお客さまの場合のみ)。

支払調書には、お客さまの住所、氏名、個人番号、金地金等の重量、換金金額、支払確定日等が記載されます

対象となる商品

- ・純金積立
- ・金地金取引(含む保護預り)

お客さまへのお願い

金地金をお取引いただく際は、お取引に必要な書類等(お通帳やご印鑑等)とあわせて、必ずご本人さま確認書類および個人番号(または法人番号)確認書類をお持ちいただきご来店ください。

お客さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

ご不明な点等がございましたら、お取引店の担当者までお問い合わせください。



三井住友銀行